

書評

学校教育が抱える異文化間教育の現状と るべき姿とは

西山教行・大木充編. 2019.

『グローバル化のなかの異文化間教育：異文化間能力の考察と文脈化の試み』
東京：明石書店。

愛知県立大学大学院国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程
出嶋翔太

本書は、グローバル化社会における異文化間教育の問題点と解決策をテーマに、9人の研究者による9編の論文と3人の言語学者に対して実施したインタビューをまとめたものである。本書は、フランス語教育学を専門とする2人の編者によりまとめられている。その他の章を担当した7名の執筆者は、日本やヨーロッパの研究者である。彼らの専門分野は社会言語学や英語教育学などであり、言語学や教育学の観点からグローバル化と異文化間教育について述べている。

本書は、3部で構成されている。第1部「グローバル化する社会と異文化間教育」は、本書の約4割を占めており、異文化間教育について丁寧に述べられている。第1章では、現在の異文化間教育につながる、アメリカの女性教育学者デュボワによる相互文化教育運動が取り上げられている。彼女は「全校集会プログラム(School Assembly Program)」と「集団対話(Group Conversation)」を開発し、1920年代中盤からの相互文化教育を推進したとされている。彼女の「全校集会プログラム」は「学生たちの共感的態度を伸張させること」(pp.21-22)を目標としており、彼女が「集団対話」で強調したことは「共感」であり、「すべての人が持っている共通の記憶を社会的な楽しみに変え、『皆が一つ』という感覚や友情を作り出した」(p.23)と説明されている。しかし、アメリカでは歴史的背景により多文化教育が盛んであり、アメリカの多文化教育学者から認められなかった。さらに、ヨーロッパで相互文化教育(異文化間教育)が発展したのは1980年代になってからであると述べられている。

第2章及び第3章では、20世紀末から21世紀にかけての異文化間教育について論じている。第2章において、「文化間」は「自分自身の文化と他者の文化の『間』」(p.41)であり、他者の文化を理解するためには「自分自身の文化を知ることが重要である」(p.41)と指摘している。また、異文化間能力と「グローバル・コンピテンシー」の関係性について述べられており、異文化間教育の実践例を提唱している。第3章では、異文化間教育は「『異文化間能力』の『教育』」(p.56)であり、「自己・他者・社会および知識・方法・あり方」(p.56)という視点が必要であると示されている。さらに、異文化間理解については、他者を理解しようとする姿勢が必要なのではなく、他者を理解できない葛藤と多様性を感じることによって、他者を尊重する姿勢が重要であると述べられている。第4章では、編者の1人である西山教行が自身の体験を基に、フランス語という異文化を通した自己と他者の関係性について述べている。

第2部「外国語教育と異文化間教育」では、日本の英語教育が抱える問題点やヨーロッパに

おける第3言語習得について論じている。第1章では、日本政府の成長戦略会議や文部科学省の学習指導要領におけるグローバル人材育成と外国語教育(本書では英語教育を取り扱う)の関係性について述べている。しかしながら、グローバル人材育成を推進しているにもかかわらず、英国のEU離脱や米国の自国第一主義などによるグローバル化の逆流が進んでいることも取り上げられている。グローバル化の逆流という状況下であったとしても、「世界の多様な人々が相互に共通語としての英語を使用する異文化コミュニケーションの場が圧倒的に多い」(p.121)ため、コミュニケーション能力の育成を目指すのではなく、国際共通語としての英語を学習し、それを用いた異文化コミュニケーションの視点が学習指導要領に必要であると指摘している。第2章では、日本の英語教科書の問題点を挙げ、コミュニケーション能力の育成は難しいと指摘している。また、日本の英語教育は、「特定の学習者を排除する側面を内包」(p.130)していると提起している。第3章では、日本の外国語教育のみならず、多言語主義に基づく、ヨーロッパにおける移民や難民による第3言語習得について述べられている。第3言語習得には、既存の第1言語・第2言語が大きく関係していると説明している。

第3部「諸外国における異文化間教育」では、スイスとシンガポールにおける異文化間教育が述べられている。第1章では、永住外国人が多く、4言語を使用しているスイスにおける複言語能力について説明されている。異なる言語・文化をもつ国において、協働コミュニケーションを行うための複言語・異文化間教育の推進が提唱されている。第2章では、多民族国家であるシンガポールの社会科教材を具体的に取り上げている。国家戦略として多文化政策と異文化間教育を推進する功罪が詳しく描かれている。

本書の中で最も重要なポイントは、次の2点である。一つは、異文化間教育と言語教育は不可分であること、いま一つは、異文化間教育に必要なことは「共感」するということである。

1点目に関して、多くの執筆者が異文化間教育と言語教育の問題点と解決策を紹介しており、異文化間教育と言語教育が不可分であることを、読者に強く印象付けている。しかしながら、学校現場で実際に言語教育を通して異文化間教育を行っていると言える教師は非常に少ないと見られる。本書では、日本での異文化間教育を推進するための言語教育(英語教育)に関して、「内容言語統合型学習(CLIL: Content and Language Integrated Learning)」と「協同学習」が紹介されている。特に、「協同学習」は現在の英語教育で多く取り入れられているものであり、「協同学習」が異文化間教育を行うための良い方法であることを示している。「協同学習」を効果的に行うためには、「なるべく異質な存在を、一つのクラス、一つのグループのなかに入れることで、実社会の多様性を授業で体験学習する」(p.125)ことが重要であり、習熟度別クラスは「協同学習」には不向きであるという指摘は、読者を引き付けるであろう。なお、「協同学習」に関する類書として、鳥飼(2018)は「数々の体験を通して仲間の特徴が見えてくるにつれ、自分の長所短所も認識」(鳥飼 2018: 204)し、「それぞれの役割を決め、分担した部分について責任を果たす」(鳥飼 2018: 204)ことができると述べている。

また、本書で大木は、日本での異文化間教育の推進には、異文化間教育の重要性の理解ではなく、評価方法の提案と理解が必要であり、絶対評価による記述式の評価を提唱している。これは、記述式の評価を求めている道徳教育に関連するものである。つまり、異文化間教育は言語教育のみならず、道徳教育などにおいても推進する必要があるということを読者に示している。

2 点目に関して、前述のとおり、デュボワの「集会プログラム」は「共感的態度」の育成を目標とした。彼女は「共感的態度」を育成するために、「知的アプローチ」、「感情的アプローチ」、「状況的アプローチ」の三つが結びついた教育方法こそが必要であると考えている。これは令和4年度(2022年度)実施の『高等学校学習指導要領』において育成を目指す資質・能力に関連すると思われる。つまり、「知的アプローチ」は「知識及び技能」、「感情的アプローチ」は「学びに向かう力、人間性等」、「状況的アプローチ」は「思考力、判断力、表現力等」に関連付けることが可能である。さらに、「共感」については、『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 外国語編・英語編』において、「共感」という言葉が登場する。異文化間教育を促す英語教育における「共感的態度」の育成が求められているという印象を読者にもたらしている。以上より、「共感的態度」の育成が異文化間教育には必要であると読者に提唱している。

本書のタイトルである「異文化間教育」は「異文化間能力」の育成を表している。しかし、日本のような言語的・文化的に均質だと思われている社会においては、学校現場や日常生活で異文化を感じ取ることは難しいであろう。この問題を解決するヒントとして、本書では「言語の境界が人の数だけあるということになると、むしろ世界の言語はすべて複言語」(p.60)であると述べられている。このような複言語主義の観点で見ると、人は皆違った言語や文化を持っており、異なる言語や文化を持った他者とのかかわりの中で、「異文化間能力」を育成することができるということを明らかにしたことは、大きな貢献であると考えられる。

最後に、本書は、教師を目指す学生が読んでおくべき書であると思われる。本書では日本における言語教育や道徳教育での異文化間教育の実践を中心に説明しており、それ以外の授業(例えば、数学科の授業など)の提案は少ないため、多様な実践例を今後期待したい。しかし、英語科の授業だけでなく、他教科の授業や担任によるホームルーム活動、令和4年度(2022年度)実施の『高等学校学習指導要領』にて新設される「総合的な探究の時間」においても、異文化間教育は必要となるであろう。学校教育における異文化間教育を具体的にどのように行えば良いのかを考え、授業で異文化間教育を実践することがこれからの教育を担う若い教師に求められることであると思われる。教師になるとすぐに教壇に立つことになる学生にとって、本書は大いに参考となるだろう。

鳥飼玖美子. 2018. 『英語教育の危機』 東京: 筑摩書房.

文部科学省. 2018. 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編』.

文部科学省. 2018. 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 外国語編・英語編』.